



## 「トリクロロエチレンの排水基準等の見直し」について検討会を開催

平成 26 年 12 月 16 日に中央環境審議会環境部会排水規制等専門委員会(第 19 回)が開催され、水質汚濁防止法に基づくトリクロロエチレンの排水基準値等の見直しについて検討が行われました。今回の見直しは、平成 26 年 11 月にトリクロロエチレンに係る水質環境基準値及び地下水環境基準値が 0.03mg/L から 0.01mg/L に告示改正されたことに基づき行われたものです。

トリクロロエチレンの排水基準については、現行の基準値 0.3mg/L から 0.1mg/L にすることが検討されました。また、暫定排水基準については設定されない見込みです。

地下水の浄化基準については、現行の基準値 0.03mg/L から 0.01mg/L にすることが検討されました。

地下浸透基準については、現行の基準値(0.002mg/L)よりも厳しい基準値となると、公定法の中で適用できない検定方法がでてくる等も考慮し、これまでの設定方法を踏まえ、当面、現行のままとする見込みです。

今後は、さらに 2 回の専門委員会やパブリックコメント等が行われ、平成 27 年度の前半にトリクロロエチレンの新基準等が改正される予定になっています。

当社では、揮発性有機化合物の分析について長年の実績がございます。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 中央環境審議会環境部会排水規制等専門委員会  
(第 19 回)議事次第  
測定技術箇所 野村咲子

## 1,4-ジオキサン及び塩化ビニルモノマーの土対法に基づく特定有害物質の見直し等について

環境省は、平成 26 年 12 月 18 日に中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度専門委員会(第 2 回)を開催しました。土壌環境基準に新しく設定される見通しの 1,4-ジオキサン及び塩化ビニルモノマーについて、土壌汚染対策法(以下、土対法)に基づく特定有害物質への追加について検討が行われました。

[1,4-ジオキサン] 土対法の第 1 種特定有害物質では、土壌ガス調査を実施していますが、1,4-ジオキサンについては同様に土壌ガス調査を適用しても検出が困難であり、効率的な調査は行えないため、当面は特定有害物質には追加しないことになりました。今後、汚染実態の把握に努め、効率的な調査技術の開発を推進した上で、改めて追加の検討を進めていくことになりました。

[塩化ビニルモノマー] 汚染状況調査の実施や汚染の除去等の措置が適用可能であると考えられること等を踏まえ、土対法に基づく特定有害物質に追加する方向となり、必要な調査や制度の運用の整理等の検討を進めていくことになりました。

資料 平成 26 年 12 月 18 日付 中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度専門委員会(第 2 回) 資料 1~3  
測定技術箇所 佐藤亮平

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- [1. 産業廃棄物の排出及び処理状況等\(平成 24 年度実績\)について](#)
- [2. 清涼飲料水の成分・製造規格基準改正について](#)
- [3. 産業廃棄物の不法投棄等の状況\(平成 25 年度\)について](#)



## 水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。